

大事な投票、忘れずに！

## 2月20日(日)は城里町議会議員一般選挙の投票日です

これからの町の将来を決める大切な選挙です。価値のある一票を忘れずに投票しましょう。選挙当日、仕事や旅行などの理由で投票に行けない方は、期日前投票をご活用ください。

町議会議員の定数は14名です。有権者の皆さん、必ず投票に行きましょう。

◆投票日時 2月20日(日) 午前7時～午後6時

◆期日前投票について

日時 2月16日(水)～19日(土) 午前8時30分～午後8時

投票場所 コミュニティセンター・城里・桂図書館・七会町民センター

◆開票について

開票は、投票日当日の午後7時30分からコミュニティセンター城里で行います。開票状況は、町ホームページにて随時お知らせします。

問合せ 城里町選挙管理委員会 ☎029-288-3111(内線291)

### 城里町地域活性化イベント支援事業等補助金

## 地域活性化に取り組む皆さんの活動を支援します

町では、町内の住民団体等が実施する、地域を活性化させるイベント等の経費の一部を助成します。

**対象団体** 次の要件をすべて満たす団体

- 町内に在住・在勤・在学する方を過半数として構成する組織
- 営利活動・政治活動・宗教的活動を主目的としていないこと
- 定款・規約・会則、その他の定めにより、団体として運営上の規律が確保されていること等

**対象事業** 次の要件をすべて満たす事業

- 目的を持ち、長期的展望に立って企画している事業 ○地域課題の解決に資する事業
- 地域特性、地域資源を有効に活用している事業 ○町内外から一定の集客が見込まれる事業
- 住民団体等が自主的、主体的に企画、実施している事業

**助成額** 上限30万円(審査委員会にて審査のうえ、交付の可否・金額等を決定します。)

**対象経費** 事業の達成に直接必要な経費(報償費や旅費、消耗品費等)

**申請方法** 助成金を希望する団体は、書面での申請が必要となります。詳細は、町ホームページをご覧ください。ただか、まちづくり戦略課までお問い合わせください。

**申請期限** 3月4日(金)

※新型コロナウイルス感染症の影響で、中止や変更を依頼する場合があります。

**申請先・問合せ** まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線228)

### 江戸川区都市交流事業

## 田植え・稲刈り体験の受け入れ圃場を募集します

町では、江戸川区都市交流事業として、江戸川区民向けの田植え・稲刈り体験を実施しています。令和4年度の事業実施にともない、圃場の確保・体験の受け入れをしてくれる団体を募集しています。

**募集团体数** 2団体

**実施時期** 年2回(田植え：5月中旬頃、稲刈り：9月頃を予定)

**実施内容** 田植えおよび稲刈り体験の受け入れ(江戸川区民の親子、約40名)

**助成額** 上限30万円(審査委員会にて審査のうえ、事業実施団体を選定し、助成金額等を決定します。)

**対象経費** 報償費、謝金、消耗品費等

**申請方法** 受け入れを希望する団体は、書面での申請が必要となります。詳細は、町ホームページをご覧ください。ただか、まちづくり戦略課までお問い合わせください。

**申請期限** 3月4日(金)

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、中止となる場合があります。

**申請先・問合せ** まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線228)

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯へ

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。

## 全額免除

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

## 一部免除

(主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた割合を減免)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯で、主たる生計維持者が次のア～ウのすべてに該当すること  
ア. 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入が、前年と比べて30%以上減少する見込みであること  
イ. 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること  
ウ. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

**減免対象** 令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期限が設定されている保険税(料)

**申請方法** 申請される方は、事前に健康保険課までお問い合わせください。申請には、電話での請求または町ホームページから入手した申請書の提出が必要となります。

**申請期限** 3月31日(木)

**申請先・問合せ** 健康保険課 ☎029-288-3111(内線142・144)

## 雇ううえでも、働くうえでも、最低限のルール

## 茨城県最低賃金と茨城県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が次のとおり改正されました。

最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者双方の合意のうえで定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

最低賃金名		時間額	効力発生日
茨城県最低賃金		879円	令和3年10月1日
特定最低賃金	鉄鋼業	975円	令和3年12月31日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932円	
	各種商品小売業	881円	

**問合せ** 茨城労働局 賃金室 ☎029-224-6216 または、最寄りの労働基準監督署

## 任期満了にともない

## 城里町政治倫理審査会委員が改選されました

町政治倫理審査会委員の任期満了にともない、令和3年第4回議会定例会において、次のとおり政治倫理審査会委員が改選されました。

政治倫理審査制度は、清浄で民主的かつ開かれた町政を実現するために定められており、審査会はその倫理基準が遵守されるよう見守り、請求等に応じ調査や審査を行う機関です。

**任期** 令和3年12月20日から2年間

**問合せ** 総務課 ☎029-288-3111(内線211)

## ■城里町政治倫理審査会委員

(敬称略)

職名	氏名(住所)	備考
委員長	和田 寿美雄(阿波山)	新任
副委員長	卜部 徳也(小勝)	新任
委員	横山 幸雄(石塚)	新任
委員	阿久津 紀子(石塚)	新任
委員	五十嵐 雅晴(阿波山)	新任

## 統計調査員として活躍してみませんか？ 統計調査員を募集しています

町では、各種基幹統計調査に従事していただける統計調査員を随時募集しています。

統計は、さまざまところで広く利用され、政策の方向性にも影響を与える大変重要な役割を担っています。

### 統計調査員とは？

統計調査員は、統計法に基づき国が実施する「基幹統計調査」を、国や県から任命される非常勤の公務員として、その調査に従事します。

統計調査員には、労働の対価として報酬が支払われます。

### 応募要件 次の要件をすべて満たす方

- ・統計調査に対して責任を持って遂行できる方
- ・秘密の保護に関し信頼のおける方
- ・税務、警察および選挙に直接関係のない方
- ・登録時の年齢が満20歳以上の方
- ・その他、調査活動に支障がない方

### 調査員の登録について

統計調査員として活動するためには、事前に登録が必要となります。登録を希望される方は、応募先までご連絡ください。登録に際し、20分程度の面談を行い、業務内容や手続きなどを説明します。

### 応募先・問合せ

まちづくり戦略課 ☎029-288-3111 (内線229)

## 「学びたい」を応援します 城里町奨学生を募集します

町では、経済的な理由により修学が困難な方に無利子で学費を貸与しています。

**募集人員** 若干名

### 貸与月額

- 高等学校・高等専門学校(1～3年課程)・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校(高等部)  
／30,000円以内
- 大学・短期大学・専門学校(専修学校専門課程)・高等専門学校(4年課程以上)  
／50,000円以内

**貸与期間** 在学(進学)する学校の正規の修業期間

**返還期間** 貸与終了月の6か月後から10年以内

**出願方法** ①～⑦を申込先に提出してください。

- ①願書 ②誓約書 ③奨学生推薦調書(学校長作成)
- ④所得証明書(父母等および連帯保証人)
- ⑤在学証明書または合格通知書
- ⑥同意書(連帯保証人)
- ⑦印鑑登録証明書(連帯保証人)

※①～③、⑥の様式は申込先で配付、または教育委員会ホームページから入手したものを使用してください。

**申込期間** 2月14日(月)～3月4日(金)

### 申込先・問合せ

教育委員会事務局 ☎029-288-7010

## 町長コラム

### 国から地方への応援 「地方交付税」と町の財政状況

すべての市町村が住民に通常必要な行政サービスを提供できるようにするため、地方交付税(普通交付税)という名称で、国は市町村に財政支援(仕送り)を行っています。

この普通交付税の令和3年度の金額が昨年末に確定して38.7億円となり、2年連続で増加となりました。普通交付税は、町村合併の後に毎年減少が続いていましたが、令和元年を底にして増加に転じています(右のグラフ参照)。普通交付税が増加に転じた理由は、合併による移行措置としての減少が合併後15年が経って完了したことに加え、国が人口減少地域への財政支援を手厚く増加させているためです。

また、平成29年度からの将来負担比率(町の実質的な借金の年間収入に対する割合)の推移



町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えたいことを掲載していきます。

を下のグラフで確認すると、63.4%から59.5%に低下しており、限られた普通交付税でも健全な財政運営が行われていることがわかります。

